

不動産鑑定報酬規定 (1/3)

名古屋市東区主税町二丁目3番地
川和不動産鑑定株式会社
TEL 052-684-5620

【愛知県内】

(単位：千円)

評価額/類型	価格		新規賃料		継続賃料	
	土地	土地・建物 (自用)	土地 (地代)	土地・建物 (家賃)	土地 (地代)	土地・建物 (家賃)
100 百万円まで	200	左記の 20%増	300	左記の 20%増	400	左記の 20%増
150 百万円まで	225		350		450	
200 百万円まで	250		400		500	
300 百万円まで	275		450		550	
400 百万円まで	300		500		600	
500 百万円まで	325		550		650	
600 百万円まで	350		600		700	
700 百万円まで	375		650		750	
800 百万円まで	400		700		800	
900 百万円まで	425		750		850	
1,000 百万円まで	450		800		900	
1,000百万円超	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談

●鑑定評価書が不可能な場合は、調査報告書として発行させていただく場合がございます。

●複数物件ご依頼の場合 規程報酬額が高いものから2物件目：規定報酬額×80%
規程報酬額が高いものから3物件目以降：規定報酬額×70%

(注) 評価額は、各類型にかかわる対象不動産の完全所有権の価格をいいます。
「借地権」「区分地上権」等の完全所有権以外の権利にかかわる評価額及び「地代」「家賃」等の賃料の評価にあたっては、対象不動産の調査時における完全所有権価格を評価額とします。

不動産鑑定報酬規定 (2/3)

【愛知県以外】

(単位：千円)

評価額/類型	価格		新規賃料		継続賃料	
	土地	土地・建物 (自用)	土地 (地代)	土地・建物 (家賃)	土地 (地代)	土地・建物 (家賃)
100 百万円まで	250	左記の 20%増	350	左記の 20%増	450	左記の 20%増
150 百万円まで	275		400		500	
200 百万円まで	300		450		550	
300 百万円まで	325		500		600	
400 百万円まで	350		550		650	
500 百万円まで	375		600		700	
600 百万円まで	400		650		750	
700 百万円まで	425		700		800	
800 百万円まで	450		750		850	
900 百万円まで	475		800		900	
1,000 百万円まで	500		850		950	
1,000百万円超	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談	ご相談

●鑑定評価書が不可能な場合は、調査報告書として発行させていただく場合がございます。

●別途実費相当額をいただきます。
(交通費、宿泊費、各都道府県不動産鑑定士協会に支払う取引事例資料代金等)

●複数物件ご依頼の場合 規程報酬額が高いものから2物件目：規定報酬額×80%
規程報酬額が高いものから3物件目以降：規定報酬額×70%

(注) 評価額は、各類型にかかわる対象不動産の完全所有権の価格をいいます。
「借地権」「区分地上権」等の完全所有権以外の権利にかかわる評価額及び「地代」「家賃」等の賃料の評価にあたっては、対象不動産の調査時における完全所有権価格を評価額とします。

不動産鑑定報酬規定 (3/3)

【I】割増料金

(1) 完全所有権以外の権利の割増料

- | | |
|-------------|--------|
| ①借地権、底地、地役権 | 3割増相当額 |
| ②区分地上権 | 3割増相当額 |

(2) 対象不動産の種別による割増料

- | | |
|-----------|---------|
| ①宅地見込地 | 5割増相当額 |
| ②ゴルフ場、林地 | 10割増相当額 |
| ③貸家及びその敷地 | 3割増相当額 |
| ④区分所有建物 | 3割増相当額 |

(3) その他割増料

- | | |
|------------------------|---------|
| ①過去時点評価 | 10割増相当額 |
| ②訴訟物件 | 5割増相当額 |
| ③部分鑑定、限定価格、その他手数を要した場合 | 10割増相当額 |
| ④項目（超過項目1項目ごと） | 3割増相当額 |
| ⑤特に急を要する案件処理の場合 | 3割増相当額 |

【II】報酬額の端数計算

報酬額（旅費、宿泊等の実費費用は除く）に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

【III】不動産コンサルタント報酬

意見書 100,000円以上

【IV】相談業務

1時間当たり5,000円

【V】旅費、宿泊費、その他

①実費相当額とします。

その他、調査等に当り、特別の費用を要する場合は、別途実費相当額をいただきます。

②鑑定評価のご依頼を取り消される場合には、原則として次の取消料に消費税を加算した額を申し受けます。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・現地調査前に取消し申し出の場合 | 20,000円 |
| ・現地調査後に取消し申し出の場合 | 基準通りの報酬額及び旅費等の実費 |

【VI】お請けした鑑定評価のご依頼でも調査の結果、評価をお断りすることがありますから予めご了承ください。

平成25年5月8日制定